

山梨市飲食店燃料費高騰緊急対策事業支援金交付要綱

令和 8 年 8 月 3 日

告示第 126 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、燃料費の高騰により多大な影響を受けている市内の飲食店の経営安定と地域経済の活性化を図るため、予算の範囲内において、山梨市飲食店燃料費高騰緊急対策事業支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象業種)

第 2 条 この要綱において支援金の対象となる業種は、食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 35 条第 1 号に規定する飲食店営業であって、店内において飲食物を調理し、店内において客に飲食させるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは対象としないものとする。

- (1) 社員食堂、給食その他の特定の者へ飲食物を提供し、又は販売するもの
- (2) カラオケ等の娯楽の提供を主として行うもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる営業に該当すると認められるもの
- (4) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体が設置し、又は運営する店舗のうち、支援の対象とすることが適当でないと市長が認めるもの
- (5) その他市長が適当でないと認めるもの

(交付対象者)

第 3 条 支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する法人又は個人事業者とする。

- (1) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条第 1 項に規定する山梨県知事からの許可を受けていること。
- (2) 当該店舗が山梨市内に所在していること。
- (3) 法人にあっては、資本金 5,000 万円以下又は常時使用する従業員の数が 50 人以下のいずれかを満たすこと。
- (4) 申請日時点において営業しており、今後も事業継続の意思を有すること。
- (5) 営利を目的として飲食店営業を行っており、当該営業に係る収入又は売上が確

認できること。

(6) 市税を滞納していないこと。

(7) 法人にあっては役員その他構成員、個人事業者にあっては事業主本人が、山梨市暴力団排除条例（平成 26 年山梨市条例第 26 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。

(8) 前号の確認のため、市長が必要に応じて警察その他関係機関に照会することを承諾していること。

（支援金の額等）

第 4 条 支援金の額は、店舗 1 か所につき 8 万円とする。

2 支援金の交付は、同一の店舗について 1 回限りとする。

（交付の申請）

第 5 条 支援金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、必要事項を記載した山梨市飲食店燃料費高騰緊急対策事業支援金交付申請書兼誓約書兼請求書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 申請に係る店舗が第 3 条第 1 号に規定する山梨県知事から受けた許可に関する書類の写し

(2) 市税の滞納がないことを証する書類

(3) 当該店舗の営業に係る収入又は売上を確認できる書類

(4) 支援金を振り込みで受け取る場合は、振込先口座の通帳の写し

(5) 申請者の本人確認書類の写し

(6) その他市長が特に必要と認める書類

2 申請者が複数の店舗について申請するときは、当該店舗の一覧を申請書に添付し、一括して申請することができる。

（申請の補正等）

第 6 条 市長は、申請書又は添付書類に不備があると認めるときは、相当の期間を定めて申請者に補正又は追加提出を求めることができる。

（交付の決定）

第 7 条 市長は、申請書及び添付書類の審査を行い、支援金の交付の可否を決定し、山梨市飲食店燃料費高騰緊急対策事業支援金交付決定通知書（様式第 2 号）又は山梨市

飲食店燃料費高騰緊急対策事業支援金不交付決定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、交付決定にあたり必要があると認めるときは、条件を付することができる。
（支援金の交付）

第 8 条 支援金は、申請書により指定された振込先口座への振込により交付するものとする。

（報告及び検査）

第 9 条 市長は、この要綱の適正な執行のため必要があると認めるときは、申請者又は交付対象者に対し、報告を求め、又は関係書類の提出を求めることができる。

（決定の取消し及び返還）

第 10 条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。

（2） 第 3 条の要件を欠くことが判明したとき。

（3） その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、山梨市飲食店燃料費高騰緊急対策事業支援金交付決定取消通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて山梨市飲食店燃料費高騰緊急対策事業支援金返還請求書（様式第 5 号）によりその返還を命ずるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第 11 条 支援金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（関係書類の保存）

第 12 条 交付対象者は、申請及び受給に関する書類を、交付を受けた年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

（委任）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 8 年 8 月 3 日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 8 条の規定に基づいて交付された支援金については、この告示の執行後も、なおその効力を有する。

山梨市長 殿

山梨市飲食店燃料費高騰緊急対策事業支援金交付申請書兼誓約書兼請求書

標記支援金の支給を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請及び報告します。

1 申請事業者の情報

法人の方												
本社又は本店の 所在地	〒 —					都・道 府・県		市・区 町・村				
店舗所在地・名称												
法人名												
代表者職名												
代表者氏名	ⓐ											
資本金の額又は 出資総額						常時使用する 従業員の数						
法人番号												

個人事業主の方												
自宅住所	〒 —					都・道 府・県		市・区 町・村				
店舗所在地・名称												
フリガナ												
氏 名	ⓐ											
生年月日	大・昭・平				年			月			日	

日中連絡先

フリガナ			電話番号	
氏 名				
メールアドレス				

2 振込先 （預金通帳の見開きページのコピー等を添付してください。）

金融機関名	銀行 信金・信組 農協・労金		金融機関 コード				
支店名	本店・本所 支店・支所		支店コード				
種 別	☐ 普通 ☐ 当座	口座番号 (右詰め)					
口座名義人 カタカナ (※)	*通帳の表紙を1ページめくった中表紙の見開きのカタカナで記載のもの						

※口座は、法人の場合は「1 申請事業者の情報」に記載した法人名義の口座、個人事業主の場合は申請者本人名義の口座を指定してください。

3 宣誓・同意事項

次の項目に宣誓又は同意する場合に、チェック印（☒）を入れてください。（該当する全ての項目に☒の印が必要です。）

☒	No.	項 目
☐	1	交付要綱第3条に定める交付対象者の要件を満たしています。
☐	2	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第3号までに掲げる営業に該当すると認められる事業を営む者ではありません。
☐	3	社員食堂、給食その他の特定の者へ飲食物を提供し、又は販売する業態ではありません。
☐	4	カラオケ等の娯楽の提供を主として行っている業態ではありません。
☐	5	交付要綱第3条第1項第8号に定める「暴力団等」に該当しません。必要に応じて本書に記載された個人情報を市が警察に照会することに同意します。（法人の場合は、別紙「役員その他構成員名簿」を提出してください。）
☐	6	現に事業活動を行っており、今後も山梨市内で事業を継続する意思があります。
☐	7	この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に違反したことにより給付金の返還を命じられることとなっても異議は申し立てません。

4 添付書類

- (1) 申請時点において有効な食品衛生法に基づく営業許可証の写し
- (2) 法人事業概況説明書の写し（法人事業者のみ）
- (3) 履歴事項全部証明書の写し（法人事業者のみ）
- (4) 市税の完納を証する書類（完納証明書）又は市長がこれに代わると認める書類
- (5) 対象店舗等に係る事業収入（売上）を確認できる書類（直近の確定申告書の写し、損益計算書等）
- (6) 振込先の口座の通帳の写し（金融機関、支店名、口座番号、名義人がはっきりと確認できるもの）
- (7) 申請者の本人確認書類の写し（マイナンバーカード、免許証等）
- (8) その他市長が特に必要と認める書類

様式第 1 号 別紙

申請事業者が法人の場合の役員その他構成員名簿

[illegible]

第 号
年 月 日

様

山梨市長

山梨市飲食店燃料費高騰緊急対策事業支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった山梨市飲食店燃料費高騰緊急対策事業支援金交付要綱に
基づく山梨市飲食店燃料費高騰緊急対策事業支援金については、下記のとおり交付を決定しましたので、
同要綱第 7 条の規定により通知します。

記

交付決定額 円

第 号
年 月 日

様

山梨市長

山梨市飲食店燃料費高騰緊急対策事業支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった山梨市飲食店燃料費高騰緊急対策事業支援金交付要綱に
基づく山梨市飲食店燃料費高騰緊急対策事業支援金については、下記の理由により不交付となりました
ので、同要綱第 7 条の規定により通知します。

記

不交付の理由

第 号
年 月 日

様

山梨市長

山梨市飲食店燃料費高騰緊急対策事業支援金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した山梨市飲食店燃料費高騰緊急対策事業支援金について交付決定を取り消したので、山梨市飲食店燃料費高騰緊急対策事業支援金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 支援金の交付を取り消した額

2 交付決定を取り消した理由等

第 号
年 月 日

様

山梨市長

山梨市飲食店燃料費高騰緊急対策事業支援金返還請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定した山梨市飲食店燃料費高騰緊急対策事業支援金について、山梨市飲食店燃料費高騰緊急対策事業支援金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により下記のとおり返還を請求します。

記

- 1 交付決定の内容
- 2 交付決定日
- 3 既交付額
- 4 請求額（返還額）
- 5 返還を求める理由
- 6 返還期限
- 7 その他